

有限会社ウィンディ「(仮称) 串間南部風力発電所環境影響評価方法書」
に対する勧告について

令和3年7月21日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 串間南部風力発電所環境影響評価方法書について、有限会社ウィンディに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、宮崎県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮崎県串間市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大21,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 2年 8月 3日
環境大臣意見受理	令和 2年10月15日
経済産業大臣意見発出	令和 2年10月26日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 3年 1月20日
住民意見の概要等受理	令和 3年 4月 9日
宮崎県知事意見受理	令和 3年 7月 8日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 7月21日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤
電話03-3501-1742（直通）

有限会社ウィンディ「(仮称) 串間南部風力発電所環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 工事用資材の搬出入に当たっては、沿線の住宅等との距離が近い箇所について、ふんじん調査の必要性について検討すること。
2. 近年の局所集中的な降雨の傾向と土捨て場や道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 鳥類の調査手法については、適切な調査、予測を実施し、定量的な評価を行うこと。
4. 植物相調査に当たっては、改変想定区域を網羅するよう踏査ルートを設定すること。

(宮崎県知事からの意見書の写しを添付)